

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則	1
◎高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則	2
◎高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則	2
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	3
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (")	3
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (2件) (")	6
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	6
○都市計画事業の認可 (3件) (公園下水道課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (3件) (")	7
◎高知県政府調達苦情検討委員会設置規程の一部改正 (会計企画課)	7
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第46号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県の機関等の職員その他県の庁舎において勤務する者(以下「職員等」という。)が利用する職員駐車場の利用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県の機関等 議会、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関及び高知県警察本部(警察署を含む。)並びにこれらに置かれる機関並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1号に規定する学校その他の教育機関(第4号において「学校その他の教育機関」という。)をいう。

(2) 県の庁舎 県の機関等が日常の事務又は事業の用に供する建物(その附属工作物及び敷地を含む。)をいう。

(3) 職員駐車場 県の庁舎又はその周辺に職員等が通勤に利用するため設置された駐車場(管理者が定める駐車場に限る。)をいう。

(4) 管理者 県の庁舎を管理する者であって、次に掲げるものをいう。

ア 高知県庁舎管理規則(平成5年高知県規則第29号)第4条に規定する庁舎管理責任者

イ 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設を管理する責任にある者(ウに掲げる者を除く。)

ウ 学校その他の教育機関の長

エ 警察本部装備施設課長及び警察署長(職員駐車場の利用料)

第3条 県は、管理者が定めるところにより職員駐車場を利用する職員等(次に掲げる者を除く。)から、当該職員駐車場の利用に係る料金(以下「職員駐車場の利用料」という。)を徴収するものとする。

(1) 県の機関等の職員のうち臨時的任用職員及び非常勤職員(次号に掲げる者を除く。)

(2) 県の庁舎において勤務する者のうち臨時的に雇用されている者及び非常勤である者

(3) 県の庁舎において行われるものが1月につき16日以内である研修等の研修生等

2 職員駐車場の利用料は、月額とし、別表に定める額とする。(徴収の方法等)

第4条 職員駐車場の利用料は、県の機関等の職員にあっては給与からの控除、県の庁舎において勤務する者にあっては納入通知書又は納付書により、当該月分を徴収するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、この限りでない。

2 職員駐車場の利用を開始した日が月の途中である場合(月の初日又は月の初日から当該利用を開始した日の前日までの日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日その他の当該職員駐車場に係る県の機関等において通常の執務が行われていない日であるときを除く。)においては、当該月分の職員駐車場の利用料を徴収しない。ただし、当該利用を開始した日の属する月において、当

該利用をやめたときの当該月分の職員駐車場の利用料については、この限りでない。

(職員駐車場の利用料の還付)

第5条 既に納付された職員駐車場の利用料は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員駐車場の利用料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

職員駐車場	職員駐車場の利用料の額
県庁本庁舎、西庁舎及び北庁舎において勤務する職員等の職員駐車場	2,000円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県衛生研究所 高知県環境研究センター 高知県中央東農業振興センター高知農業改良普及所 高知県高知土木事務所 高知県立高知女子大学永国寺校舎 高知県立高知短期大学 高知県立図書館 高知県立高知追手前高等学校 高知県立高知丸の内高等学校 高知県立高知小津高等学校 高知県立高知工業高等学校 高知県立盲学校 高知県立高知江の口養護学校 高知県警察本部	1,500円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県立療育福祉センター 高知県高知土木事務所高知港事務所 高知県立高知西高等学校 高知県立高知ろう学校 高知県立高知若草養護学校子鹿園分校 高知県安芸警察署 高知県土佐警察署	1,000円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県安芸福祉保健所 高知県立総合看護専門学校 高知県須崎農業振興センター 高知県安芸土木事務所 高知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県中央東土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県教育センター 高知県心の教育センター 高知県立山田高等学校 高知県立高	1,000円

知東工業高等学校 高知県立高知北高等学校 高知県立高知南高等学校 高知県立佐川高等学 校 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分 校 高知県警察本部運転免許センター 高知県 香美警察署 高知県の警察署 高知県佐川警 察署 高知県須崎警察署 高知県中村警察署 高知県清水警察署 高知県宿毛警察署	
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県中央東福祉保健所 高知県中央西福祉保 健所 高知県幡多福祉保健所 高知県立中央児 童相談所 高知県立幡多児童相談所 高知県計 量検定所 高知県立高知高等技術学校 高知県 中央西農業振興センター 高知県西部家畜保健 衛生所構原支所 高知県工業技術センター 高 知県立紙産業技術センター 高知県水産試験場 高知県中央西土木事務所 高知県中央西土木 事務所越知事務所 高知県須崎土木事務所津野 山基地 高知県須崎土木事務所四万十町事務所 高知県幡多土木事務所 高知県幡多土木事務 所宿毛事務所 高知県幡多土木事務所土佐清水 事務所 高知県立高知女子大学池校舎 高知県 中部教育事務所 高知県立芸芸高等学校 高知 県立城山高等学校 高知県立高知農業高等学校 高知県立岡豊高等学校 高知県立高知東高等 学校 高知県立伊野商業高等学校 高知県立春 野高等学校 高知県立高岡高等学校 高知県立 高知海洋高等学校 高知県立須崎高等学校 高 知県立須崎高等学校久礼分校 高知県立構原高 等学校 高知県立窪川高等学校 高知県立中村 高等学校 高知県立宿毛高等学校 高知県室戸 警察署 高知県香南警察署 高知県本山警察署 高知県窪川警察署	500円

~~~~~  
 高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則をここに公  
 布する。  
 平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第47号**

**高知県報道機関駐車場の利用料の徴収に関する規則  
 (趣旨)**

**第1条** この規則は、報道機関に属する職員で県政及び警察の活  
 動に関する取材等を行うもの(次条第1項において「県政等担

当報道機関職員」という。)が専らその職務のために利用する  
 駐車場(総務部管財課長又は警察本部装備施設課長が定めるも  
 のに限る。以下「報道機関駐車場」という。)の利用料の徴収  
 に関し必要な事項を定めるものとする。  
 (報道機関駐車場の利用料)

**第2条** 県は、総務部管財課長又は警察本部装備施設課長が定め  
 るところにより報道機関駐車場を利用する県政等担当報道機関  
 職員が属する報道機関から、当該報道機関駐車場の利用に係る  
 料金(以下「報道機関駐車場の利用料」という。)を徴収する  
 ものとする。

2 報道機関駐車場の利用料は、月額とし、1台分当たり2,000  
 円とする。  
 (徴収の方法等)

**第3条** 報道機関駐車場の利用料は、納入通知書又は納付書によ  
 り、当該月分を徴収するものとする。ただし、これにより難い  
 特別の事情があるときは、この限りでない。

2 報道機関駐車場の利用を開始した日が月の途中である場合  
 (月の初日又は月の初日から当該利用を開始した日の前日まで  
 の日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2  
 号)第1条第1項に規定する県の休日であるときを除く。)に  
 おいては、当該月分の報道機関駐車場の利用料を徴収しない。  
 ただし、当該利用を開始した日の属する月において、当該利用  
 をやめたときの当該月分の報道機関駐車場の利用料については、  
 この限りでない。

(報道機関駐車場の利用料の還付)

**第4条** 既に納付された報道機関駐車場の利用料は、還付しな  
 い。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全  
 部又は一部を還付することができる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、報道機関駐車場の利用料  
 の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則をここ
 に公布する。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第48号

**高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則
 (趣旨)**

第1条 この規則は、高知県がん対策推進条例(平成19年高知県
 条例第3号)第11条第1項の規定により置かれる高知県がん対

策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関
 し必要な事項を定めるものとする。
 (委員の任期等)

第2条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠
 けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
 る。

2 委員は、再任されることができる。
 (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定
 める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が
 欠けたときは、その職務を代理する。
 (会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集
 する。

2 会議の議長は、会長が当たる。
 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び
 議決をすることができない。
 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同
 数のときは、議長の決するところによる。
 (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要
 な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則
 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後
 最初に開かれる会議は、知事が招集する。

~~~~~  
 附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則を  
 ここに公布する。

平成19年4月1日  
 高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第49号**

**附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する  
 規則**

附属機関の委員等の報酬に関する規則(昭和43年高知県規則第  
 8号)の一部を次のように改正する。

別表中

「  
 結核の診査に関する協議会委員

感染症診査協議会委員

を

がん対策推進協議会委員

保健所感染症診査協議会委員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第265号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社ダイナマイトコーポレーション  
代表取締役 小若 裕

(2) 届出者の住所

香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番地6

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高知四万十店  
四万十市具同2850番地

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社中四国テックランド  
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地11

(5) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年11月24日

(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,650平方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

123台

イ 駐輪場の収容台数

22台

ウ 荷さばき施設の面積

63.14平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

18.75立方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後10時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

2 届出年月日

平成19年3月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市商工観光課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第266号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年4月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

シキボウ株式会社 代表取締役 加藤 禎一

(2) 届出者の住所

大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高知ショッピングセンター

高知市秦南町一丁目144-1

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者名           | 代表者名  | 住所                 |
|-----------------|-------|--------------------|
| イオン株式会社         | 岡田 元也 | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1   |
| 株式会社メガスポート      | 中川 純夫 | 東京都中央区日本橋蠣殻町1-36-5 |
| 株式会社コックス        | 萩原 久示 | 東京都江東区新大橋1-8-11    |
| 株式会社ブルークラス      | 木村 保  | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1   |
| 日本トイザラス株式会社     | 和田 浩子 | 神奈川県川崎市幸区大宮町1310   |
| 株式会社ライトオン       | 藤原 政博 | 茨城県つくば市東新井37-1     |
| 株式会社ファーストリテイリング | 玉塚 元一 | 山口県山口市大字佐山717-1    |
| 株式会社ファイブ・フォックス  | 上田 稔夫 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7   |
| タワーレコード株式会社     | 森脇 明夫 | 東京都品川区南品川2-15-9    |
| イトキン株式会社        | 辻村 章夫 | 大阪府大阪市西区南堀江1-4-19  |
| 株式会社ケティ         | 細川 数夫 | 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2 |
| 株式会社夢や          | 高杉 弘美 | 香川県高松市朝日新町17-20    |

|                |        |                      |
|----------------|--------|----------------------|
| 土佐内燃機株式会社      | 臼井 裕喜  | 高知市若松町68             |
| サキヤクリエイト株式会社   | 佐々木 雅章 | 岡山県倉敷市白楽町380-3       |
| スナップス販売株式会社    | 本田 進   | 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6       |
| フーセンウサギ株式会社    | 渡邊 幹男  | 大阪府大阪市西区新町2-2-2      |
| 株式会社ヤマダヤ       | 山田 道朗  | 愛知県名古屋市中区城西1-3-5     |
| 株式会社チュチュアンナ    | 上田 利昭  | 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-3-1 |
| 株式会社ジュディックス    | 城尾 卓佳  | 東京都港区高輪1-4-10        |
| 株式会社つるや        | 濱田 有史郎 | 高知市帯屋町1-7-10         |
| 株式会社サンリオ       | 辻 信太郎  | 東京都品川区大崎1-6-1        |
| 田中商事株式会社       | 田中 康雅  | 愛媛県松山市大街道2-3-8       |
| 有限会社フラワーショップ大川 | 大川 慶一  | 高知市追手筋1-5-1          |
| 株式会社池田時計店      | 吉村 彰介  | 徳島県徳島市新町橋1-11        |
| 株式会社バスポート      | 水野 純   | 東京都品川区西五反田7-22-17    |
| 株式会社ジュイテックス    | 笠原 造   | 東京都目黒区中目黒1-8-1       |
| 愛眼株式会社         | 佐々 栄治  | 大阪府大阪市天王寺区大道4-9-12   |

|              |       |                          |
|--------------|-------|--------------------------|
| 有限会社篠原履物店    | 篠原 喜芳 | 高知市帯屋町1-13-24            |
| 株式会社ちぐさ      | 澤村 孝志 | 高知市帯屋町2-2-15             |
| 三彩商事株式会社     | 津村 潤治 | 香川県高松市南新町11-1            |
| 株式会社オンワード樫山  | 横山 進一 | 広島県広島市西区南観音3-12-10       |
| 株式会社もくもく     | 武甕 芳次 | 京都府京都市中京区柳馬場蛸薬師下ル十文字町437 |
| 株式会社イング      | 青井 正人 | 兵庫県神戸市中央区二宮町1-9-9        |
| 株式会社サラブランド   | 高木 忠晴 | 東京都目黒区駒場4-7-4            |
| 株式会社ベベ       | 細川 数夫 | 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2       |
| 株式会社キッドラボ    | 狩谷 輝明 | 大阪府吹田市江坂町5-15-1          |
| 株式会社やまと      | 矢嶋 孝敏 | 東京都新宿区新宿3-28-16          |
| 株式会社ビューカンパニー | 松村 洋祐 | 大阪府大阪市淀川区宮原3-4-30        |
| 株式会社アイメックス   | 山下 潔  | 高知市追手筋1-3-13             |
| 株式会社めのや      | 新宮 正朗 | 島根県八束郡玉湯町湯町1755          |
| 株式会社楽器堂      | 下元 文博 | 高知市寿町7-6                 |
| 株式会社アルビノ     | 豊田 和弘 | 香川県観音寺市昭和町1-11-30        |

|                                |        |                       |
|--------------------------------|--------|-----------------------|
| エステール株式会社                      | 丸山 朝   | 東京都新宿区住吉町8-12         |
| 株式会社グリーンプラネット                  | 高田 美紀子 | 岡山県岡山市表町2-6-56        |
| 株式会社MASA YA                    | 高田 輝彦  | 岡山県岡山市表町2-6-56        |
| 株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル | 佐藤 泰   | 青森県弘前市大字城東中央3-3-3     |
| 株式会社宮脇書店                       | 宮脇 富子  | 香川県高松市丸亀町4-8          |
| 株式会社クリエイティブヨーコ                 | 伊藤 洋子  | 長野県長野市高田667-16 オフィス83 |
| 株式会社織部                         | 奥村 紀八郎 | 岐阜県多治見市旭ヶ丘10-6        |
| 株式会社シーズプランニング                  | 関 好邦   | 東京都練馬区春日町6-19-8       |
| 杉本 よし                          | 杉本 よし  | 高知市廿代町15-23           |
| 株式会社ヘンミクロージング                  | 逸見 康雄  | 香川県高松市丸亀町9-1          |
| 株式会社ワールド                       | 寺井 秀蔵  | 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1    |
| 株式会社サンエスポーツ                    | 久保 純子  | 高知市帯屋町一丁目5-2          |
| 株式会社マリークワントコスメチックスジャパン         | 寺井 秀蔵  | 兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1    |

(変更後)

| 小売業者名 | 代表者名 | 住所 |
|-------|------|----|
|-------|------|----|

|                 |        |                        |
|-----------------|--------|------------------------|
| イオン株式会社         | 岡田 元也  | 千葉県千葉市美浜区中瀬<br>1-5-1   |
| 株式会社メガスポーツ      | 中川 純夫  | 東京都中央区日本橋蠣殻<br>町1-36-5 |
| 株式会社コックス        | 萩原 久示  | 東京都江東区新大橋1-<br>8-11    |
| 株式会社ブルーグラス      | 木村 保   | 千葉県千葉市美浜区中瀬<br>1-5-1   |
| 日本トイザラス株式会社     | 和田 浩子  | 神奈川県川崎市幸区大宮<br>町1310   |
| 株式会社ライトオン       | 藤原 政博  | 茨城県つくば市東新井37<br>-1     |
| 株式会社ファーストリテイリング | 玉塚 元一  | 山口県山口市大字佐山<br>717-1    |
| 株式会社ファイブ・フォックス  | 上田 稔夫  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3<br>-60-7   |
| タワーレコード株式会社     | 森脇 明夫  | 東京都品川区南品川2-<br>15-9    |
| イトキン株式会社        | 辻村 章夫  | 大阪府大阪市西区南堀江<br>1-4-19  |
| 株式会社夢や          | 高杉 弘美  | 香川県高松市朝日新町17<br>-20    |
| 土佐内燃機株式会社       | 臼井 裕喜  | 高知市若松町68               |
| サキヤクリエイト株式会社    | 佐々木 雅章 | 岡山県倉敷市白楽町380<br>-3     |
| スナップス販売株式会社     | 本田 進   | 千葉県千葉市美浜区中瀬<br>2-6     |
| フーセンウサギ株式会社     | 渡邊 幹男  | 大阪府大阪市西区新町2<br>-2-2    |

|                |        |                          |
|----------------|--------|--------------------------|
| 株式会社ヤマダヤ       | 山田 道朗  | 愛知県名古屋市中区城西<br>1-3-5     |
| 株式会社チュチュアンナ    | 上田 利昭  | 大阪府大阪市阿倍野区天<br>王寺町北2-3-1 |
| 株式会社ジェディックス    | 城尾 卓佳  | 東京都港区高輪1-4-<br>10        |
| 株式会社つるや        | 濱田 有史郎 | 高知市帯屋町1-7-10             |
| 株式会社サンリオ       | 辻 信太郎  | 東京都品川区大崎1-6<br>-1        |
| 田中商事株式会社       | 田中 康雅  | 愛媛県松山市大街道2-<br>3-8       |
| 有限会社フラワーショップ大川 | 大川 慶一  | 高知市追手筋1-5-1              |
| 株式会社池田時計店      | 吉村 彰介  | 徳島県徳島市新町橋1-<br>11        |
| 株式会社バスポート      | 水野 純   | 東京都品川区西五反田7<br>-22-17    |
| 株式会社ジェイテックス    | 笠原 造   | 東京都目黒区中目黒1-<br>8-1       |
| 愛眼株式会社         | 佐々 栄治  | 大阪府大阪市天王寺区大<br>道4-9-12   |
| 有限会社篠原履物店      | 篠原 喜芳  | 高知市帯屋町1-13-24            |
| 株式会社ちぐさ        | 澤村 孝志  | 高知市帯屋町2-2-15             |
| 三彩商事株式会社       | 津村 潤治  | 香川県高松市南新町11-<br>1        |
| 株式会社オンワード樞山    | 横山 進一  | 広島県広島市西区南観音<br>3-12-10   |
| 株式会社もくもく       | 武甕 芳次  | 京都府京都市中京区柳馬              |

|                                |        |                        |
|--------------------------------|--------|------------------------|
|                                |        | 場蛸薬師下ル十文字町<br>437      |
| 株式会社イング                        | 青井 正人  | 兵庫県神戸市中央区二宮<br>町1-9-9  |
| 株式会社ベベ                         | 細川 数夫  | 兵庫県神戸市中央区港島<br>中町6-8-2 |
| 株式会社キッドラボ                      | 狩谷 輝明  | 大阪府吹田市江坂町5-<br>15-1    |
| 株式会社やまと                        | 矢嶋 孝敏  | 東京都新宿区新宿3-28<br>-16    |
| 株式会社ビューカンパニー                   | 松村 洋祐  | 大阪府大阪市淀川区宮原<br>3-4-30  |
| 株式会社アイメックス                     | 山下 潔   | 高知市追手筋1-3-13           |
| 株式会社めのや                        | 新宮 正朗  | 島根県八束郡玉湯町湯町<br>1755    |
| 株式会社楽器堂                        | 下元 文博  | 高知市寿町7-6               |
| 株式会社アルピノ                       | 豊田 和弘  | 香川県観音寺市昭和町1<br>-11-30  |
| エステール株式会社                      | 丸山 朝   | 東京都新宿区住吉町8-<br>12      |
| 株式会社グリーンプラネット                  | 高田 美紀子 | 岡山県岡山市表町2-6<br>-56     |
| 株式会社MASAY A                    | 高田 輝彦  | 岡山県岡山市表町2-6<br>-56     |
| 株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル | 佐藤 泰   | 青森県弘前市大宇城東中<br>央3-3-3  |
| 株式会社宮脇書店                       | 宮脇 富子  | 香川県高松市丸亀町4-<br>8       |



- 四万十市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中村都市計画公園事業（2・2・15号古津賀2号公園）
- 3 事業施行期間  
平成19年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地  
（1）収用の部分  
四万十市古津賀字正分の一部  
（2）使用の部分  
なし
- 高知県告示第272号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成19年4月1日  
高知県知事 橋本 大二郎
- 1 施行者の名称  
四万十市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中村都市計画緑地事業（3号古津賀緑地）
- 3 事業施行期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地  
（1）収用の部分  
四万十市古津賀字西ナルザキ、成崎及び越ノハナの各一部  
（2）使用の部分  
なし
- 高知県告示第273号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成19年4月1日  
高知県知事 橋本 大二郎
- 1 施行者の名称  
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和54年3月高知県告示第135号高知広域都市計画下水道事業（初月都市下水路）
- 3 事業施行期間  
昭和54年3月13日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地  
（1）収用の部分  
変更なし  
（2）使用の部分

- 平成15年5月高知県告示第300号の事業地のうち高知市中万々及び万々地内において事業地を変更する。
- 高知県告示第274号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成19年4月1日  
高知県知事 橋本 大二郎
- 1 施行者の名称  
香南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成3年3月高知県告示第98号の2香南都市計画下水道事業（野市町公共下水道）
- 3 事業施行期間  
平成3年3月1日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地  
（1）収用の部分  
変更なし  
（2）使用の部分  
平成13年3月高知県告示第253号の事業地に香南市野市町東野字タノ丸及び字子ノ丸を加え、字レノ丸及び字ソノ丸地内において事業地を変更する。
- 高知県告示第275号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成19年4月1日  
高知県知事 橋本 大二郎
- 1 施行者の名称  
香南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成9年12月高知県告示第792号香南都市計画下水道事業（香我美町公共下水道）
- 3 事業施行期間  
平成9年12月5日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地  
（1）収用の部分  
変更なし  
（2）使用の部分  
変更なし
- 高知県告示第276号**  
高知県政府調達苦情検討委員会設置規程（平成8年9月高知県告示第585号）の一部を次のように改正する。

- 平成19年4月1日  
高知県知事 橋本 大二郎  
第7条中「出納局出納課」を「会計管理局会計企画課」に改める。
- 附 則**  
この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- **公 告**  
-----
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成19年4月1日  
高知県知事 橋本 大二郎

| 許可番号                           | 開発区域に含まれる地域の名称          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名      |
|--------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 平成19年2月1日<br>18高東土第30-2<br>-3号 | 香南市野市町西野字<br>トノ丸997-1ほか | 香南市野市町西野<br>1015 都築 茂 |